パブリックコメントとは

**館山市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の**

**制定についてご意見（パブリックコメント）を募集します**

　市の基本的な政策等の策定に当り、その案を市民等のみなさんに公表し、お寄せいただいた意見等を政策に反映させるとともに、提出された意見等とそれに対する市の考え方を公表する一連の手続きをいいます。

令和8年4月より乳児等通園支援事業（通称：こども誰でも通園制度））が実施されます。児童福祉法において、市町村は、乳児等通園支援事業の設備及び運営についての基準を条例で定めなければならないとされており、館山市においても、条例を定めるにあたり、広く市民の皆様のご意見を募集します。

**【公表資料】**

館山市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の

制定について

**【意見を提出することができる方】**

（1）市内に住所がある方

（2）市内に通勤または通学されている方、または市内に土地または建物を有する方

（3）市内に事務所または事業所等がある個人および法人その他の団体

**【募集期間】**

令和７年８月20日（水）～令和7年9月22日（月）◆郵送は9月22日の消印有効

**【資料の公表場所】**

館山市ホームページ、市役所本館ロビー、元気な広場、図書館、コニュニティーセンター、各地区

公民館、菜の花ホール

**【提出方法】**

裏面「意見提出用紙にご記入のうえ、持参、郵送、FAX、Eメールのいずれかの方法により、こども課へ提出してください。用紙は各公表場所に配置してあります。

意見書様式

**【提出について】**

◆提出される方の住所・氏名（法人等の場合はその名称・事務所所在地等）を明記してください。記載されていない場合は提出意見として取扱わない場合があります。

◆電話や口頭によるご意見は、内容を正確に記録することができないため、受付いたしません。

◆いただいたご意見に個別にお答えすることはできません。

◆いただいたご意見は後日、市のホームページで公表させていただきます。

【提出・問い合わせ先】

館山市教育委員会教育部こども課　　　　　　　◆持参の場合は9：00～16：30

〒294-8601　館山市北条1145-1　　　　　　　市役所本館ロビーの「提出BOX」

　　　　　　電話　　0470-28-5008　　　　　　　　　　への投函でも構いません。

　　　　　　FAX　　0470-23-3115

Eメール　　kodomo@city.tateyama.chiba.jp